

令和4年第4回摂津市議会定例会

議案参考資料
(条例関係その2)

令和4年12月2日提出

摂津市

摂津市税条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第 10 条 法第 20 条の 10 の納税証明書の<u>交付手数料</u>は、摂津市手数料条例(平成 12 年摂津市条例第 2 号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第 97 条の 2 に規定する証明書については、無料とする。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 20 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項<u>その他施行規則第 1 条の 12 の 2 第 1 項各号に掲げる事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない</u></p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第 10 条 法第 20 条の 10 の納税証明書の<u>交付(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>の手数は、摂津市手数料条例(平成 12 年摂津市条例第 2 号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第 97 条の 2 に規定する証明書については、無料とする。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 20 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第 30 条第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則第 1 条の 12 の 2 第 1 項各号に掲げる事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条第1項の規定による申告書

(2) 第30条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則第1条の12の3第1項各号に掲げる事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書が

5 略

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則第1条の12の3第1項各号に掲げる事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

いずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 29 条第 1 項の規定による申告書

(2) 第 30 条第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第 26 条 所得割の納税義務者が、第 20 条第 4 項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 22 条及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第 26 条 所得割の納税義務者が、第 20 条第 4 項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 22 条及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当

該控除することができなかつた金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(市民税の申告等)

第 29 条 第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除

該控除することができなかつた金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(市民税の申告等)

第 29 条 第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の法

く。)若しくは法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 24 条の 2 の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 15 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第 30 条の 2 略

(1) 略

第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 24 条の 2 の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 15 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 30 条の 2 略

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条

(2) 略

(3) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第 30 条の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則第 2 条の 3 の 5 に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。)の氏名

(3) 略

(4) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 30 条の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 50 条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出

(1) 略

(2) 略

(3) 略

2～5 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第 81 条 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、無料とする。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則第 2 条の 3 の 5 に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 略

(4) 略

2～5 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第 81 条 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、無料とする。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第 82 条 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、摂津市手数料条例の定めるところによる。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第 97 条 略

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢 18 歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下この号において同じ。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの(1 台に限る。)

(2) 略

2 前項第 1 号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、身体障害者福祉法(昭

第 82 条 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数は、摂津市手数料条例の定めるところによる。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第 97 条 略

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」という。)と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下この号において同じ。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの(1 台に限る。)

(2) 略

2 前項第 1 号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、身体障害者福祉法(昭

和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3・4 略

附 則

和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3・4 略

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第9条 略

第9条の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第37条の2 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第9条 略

第9条の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第37条の2 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得

株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第20条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第22条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

(1) 第20条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第20条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第40条 略

2 略

税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第40条 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第49条 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合における

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第49条 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 29 条第 1 項の規定による申告書

(2) 第 30 条第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 50 条 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案し

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 50 条 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 30 条第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

て、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 29 条第 1 項の規定による申告書

(2) 第 30 条第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合(第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第 26 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 50 条第 3 項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の同条第 4 項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 1 項の

5 略

6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合(第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第 26 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 50 条第 3 項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第 4 項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 20 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租

規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 20 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 54 条 市民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 24 条の 2 の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税

税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 54 条 市民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和 2 年法律第 25 号)第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 24 条の 2 の規定を適用する。

額控除の特例)

第 55 条 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

摂津市税条例の一部を改正する条例（令和3年摂津市条例第31号）（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>摂津市税条例(平成16年摂津市条例第29号)の一部を次のように改正する。</p> <p>[中略]</p> <p>第30条の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改める。</p> <p>[後略]</p>	<p>摂津市税条例(平成16年摂津市条例第29号)の一部を次のように改正する。</p> <p>[中略]</p> <p>第30条の3第1項中「<u>扶養親族(</u>」の次に「<u>年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改める。</p> <p>[後略]</p>

摂津市学校施設等の使用に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(損害賠償の義務)</p> <p><u>第 8 条</u> 使用者は、<u>学校施設等を汚損し、又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任)</p>	<p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p><u>第 8 条</u> 使用者は、<u>学校施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第 9 条</u> 使用者は、<u>学校施設等の使用を終了したとき、又は第 4 条の規定により許可を取り消されたときは、その使用した学校施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p><u>第 10 条</u> 使用者は、<u>故意又は過失により学校施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任)</p>

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

別表第 2(第 5 条関係)

附属設備の名称		使用料
運動場の照明設備		略
三宅柳田小学校 多目的ホール	電動観客席	略
	グランドピアノ	略

備考 略

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第 2(第 5 条関係)

附属設備の名称		使用料
運動場の照明設備		略
体育館の冷暖房設備		30 分につき 100 円
三宅柳田小学校 多目的ホール	電動観客席	略
	グランドピアノ	略

備考 略

摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(適正処理困難物の指定)</p> <p>第 7 条 市長は、<u>法第 6 条の 3 第 1 項の規定により環境大臣が指定する以外の製品、容器等で、本市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難と認められるもの(以下「適正処理困難物」という。)</u>を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(適正処理困難物の回収)</p> <p>第 8 条 市長は、<u>前条に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その適正処理困難物を自ら回収するなどの必要な措置を講ずることを命ずることができる。</u></p> <p>(廃棄物減量等推進員)</p> <p>第 10 条 略</p>	<p>(適正処理困難物の指定)</p> <p>第 7 条 市長は、製品、容器等であって、<u>廃棄物となった場合にその適正な処理が困難と認められるもの(以下「適正処理困難物」という。)</u>を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(適正処理困難物の回収)</p> <p>第 8 条 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その適正処理困難物を自ら回収する<u>等の必要な措置を講ずることを命ずることができる。</u></p> <p>(廃棄物減量等推進員)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、廃棄物減量等推進員に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

(土地等占有者の協力義務)

第 12 条 土地等占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物を自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物(家庭廃棄物(一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物をいう。))を除く。以下次条及び第 14 条において同じ。)については、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、処分させなければならない。

(自己処分の基準)

第 13 条 土地等占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条に規定する基準に準じて行わなければならない。

(排出禁止物)

第 15 条 土地等占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

(土地等占有者の協力義務)

第 12 条 土地等占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物を自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物(家庭廃棄物(一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物をいう。第 20 条第 1 項において同じ。))を除く。次条及び第 14 条において同じ。)については、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、処分させなければならない。

(自己処分の基準)

第 13 条 土地等占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条又は第 4 条の2に規定する基準に準じて行わなければならない。

(排出禁止物)

第 15 条 土地等占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

(1) 有害物質を含む物

- (1) 著しく悪臭を発生し、又は不快感を与えるもの
- (2) 容積又は重量が著しく大きいもの
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) その他市長が指定するもの

(事業系廃棄物の処分)

第 16 条 事業者は、事業系廃棄物(事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。以下次条において同じ。)については生活環境の保全上支障が生じないうちに、自ら運搬し、処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、処分させなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第 20 条 市長は、一般廃棄物を処理するときは別表第 1に掲げる手数料を徴収する。ただし、家庭廃棄物の手数料に

- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発生し、又は不快感を与える物
- (5) 容積又は重量が著しく大きい物
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

- (9) 前各号に掲げる物のほか、収集、運搬又は処分に支障を及ぼすおそれのある物

(事業系廃棄物の処理)

第 16 条 事業者は、事業系廃棄物(事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。次条において同じ。)については、生活環境の保全上支障が生じないうちに、自ら運搬し、処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、処分させなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第 20 条 市長は、一般廃棄物を処理するときは、別表に掲げる手数料を徴収する。ただし、家庭廃棄物の手数料につ

については、市長が定めるもののほかは無料とする。

2 前項の手数料徴収の基礎となる数量及び人員は、市長が定める。

(手数料の減免)

第 21 条 市長は、天災地変その他特別な事由があると認めるときは、前条及び第 24 条の手数料を減免することができる。

(一般廃棄物処理業等の許可申請手数料等)

第 22 条 略

2 既納の手数料は、還付しない。

(産業廃棄物の処理)

第 23 条 市長は、市の処理施設で行う一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて産業廃棄物の処理を行うことができる。

(産業廃棄物処理手数料)

第 24 条 市長は、前条の規定により産業廃棄物を処理するときは、別表第 2 に掲げる手数料を徴収する。

いては、同表に掲げるもののほかは無料とする。

2 前項の手数料の徴収の基礎となる数量及び人員は、市長が定める。

(手数料の減免)

第 21 条 市長は、天災地変その他特別な事由があると認めるときは、前条第 1 項の手数料を減免することができる。

(一般廃棄物処理業等の許可申請手数料等)

第 22 条 略

2 既納の前項の手数料は、還付しない。

(立入調査)

第 25 条 市長は、法第 19 条第 1 項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地等占有者及び事業者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量及び処理等に関し、必要な調査をすることができる。

(指導及び勧告)

第 26 条 略

(公表)

第 27 条 略

(技術管理者の資格)

第 28 条 略

(委任)

第 29 条 略

別表第 1(第 20 条関係)

種別	区分	単位	手数料
----	----	----	-----

(立入調査)

第 23 条 市長は、法第 19 条第 1 項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地等占有者又は事業者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量、処理等に関し必要な調査をすることができる。

(指導及び勧告)

第 24 条 略

(公表)

第 25 条 略

(技術管理者の資格)

第 26 条 略

(委任)

第 27 条 略

別表(第 20 条関係)

種別	区分	単位	手数料
----	----	----	-----

一般廃棄物(下記のものを除く。)	排出量が常時1日平均20キログラム以上又は臨時に申込みがあったもので、市が収集し、 <u>運搬し、及び処分するもの</u>	略	略
	市長が指定する <u>清掃処理施設又は中継地へ搬入し、市が処分するもの</u>	略	略
	略	略	略
し尿	略	略	略
	市が収集し、運搬し、及び処分するもので処理量により手数料を算出するもの(人員により手数料を <u>算出し</u> がたいと市長が認めるもの及び市の処理計画に含まれないもの)	略	略
略	略	略	略
動物の死体	犬、 <u>ねこ</u> 等	略	略

一般廃棄物(下記のものを除く。)	排出量が常時1日平均20キログラム以上又は臨時に申込みがあったもので、市が収集し、 <u>及び運搬し、並びに市長が指定する清掃処理施設で処分するもの</u>	略	略
	市長が指定する中継地へ搬入し、市が処分するもの	略	略
	略	略	略
し尿	略	略	略
	市が収集し、運搬し、及び処分するもので処理量により手数料を算出するもの(人員により手数料を <u>算出し</u> ないと市長が認めるもの及び市の処理計画に含まれないもの)	略	略
略	略	略	略
動物の死体	犬、 <u>猫</u> 等	略	略

別表第2(第24条関係)

種別	単位	手数料
産業廃棄物	<u>10キログラムまでごとに</u>	<u>200円</u>

摂津市斎場条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行				改 正 案			
別表(第 9 条関係)				別表(第 9 条関係)			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
		市内	市外			市内	市外
大人(12 歳以上)	1 体	15,000 円	<u>45,000 円</u>	大人(12 歳以上)	1 体	15,000 円	<u>75,000 円</u>
小人(12 歳未満)	1 体	13,500 円	<u>40,500 円</u>	小人(12 歳未満)	1 体	13,500 円	<u>67,500 円</u>
死産児	1 体	3,000 円	<u>9,000 円</u>	死産児	1 体	3,000 円	<u>15,000 円</u>
身体の一部	1 件	1,500 円	<u>4,500 円</u>	身体の一部	1 件	1,500 円	<u>7,500 円</u>
略	略	略		略	略	略	
備考 略				備考 略			